

# 介護保険制度と国民健康保険及び後期高齢者医療制度との比較

介護保険料検討会  
第4回(19/11/1)

資料7

	介護保険	国民健康保険	後期高齢者医療(案)
制度創設日	平成12年4月1日	昭和13年7月1日	平成20年4月1日
保険者	市区町村	市区町村	広域連合(都道府県単位)
被保険者	市区町村の区域内に住所を有する ・65歳以上の者(第1号被保険者) ・40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)	市区町村の区域内に住所を有する者	75歳以上の者
被保険者数	第1号被保険者:約2,700万人 第2号被保険者:約4,300万人	約4,200万人	約1,300万人
保険給付	9割	7割	9割(現役並所得者は7割)
財源	公費:1号保険料:2号保険料 =50:19:31	公費:保険料=50:50	公費:保険料:後期高齢者支援金 =50:10:40
保 険 料	賦課方法	定額制	定額制+定率制 ※4方式(所得割・資産割+均等割・平等割) 3方式(所得割+均等割・平等割) 2方式(所得割+均等割)
	賦課単位	個人単位	世帯単位
	賦課対象	合計所得金額	・旧ただし書き方式所得 ・本文方式所得 ・住民税額(課税総所得等・合計所得金額)
	資産賦課	なし	一部あり ※4方式を採用している市町村
	事業計画期間等	3年	1年
	軽減制度	段階制により軽減	均等割、平等割を軽減 ※減額対象所得・・・総所得金額、山林所得金額の合計額
	賦課限度額	なし	56万円(介護分9万円)
			50万円

## 年金受給者の介護保険料等の推移について

(円)

年度		17	18	19	20
夫婦ともに基礎年金 (夫6.6万円、妻6.6万円)		介護 4,900 国保 3,400	介護 4,100 国保 3,300	介護 4,100 国保 3,300	介護 4,100 国保 3,300
モデル年金世帯 夫16.7万円 妻6.6万円	生活保護 1,2級地	介護 4,900 国保 6,200	介護 5,100 国保 6,600	介護 5,100 国保 8,700	介護 5,100 国保 9,200
	生活保護 3級地	介護 4,900 国保 6,200	介護 6,400 国保 6,600	介護 7,800 国保 8,700	介護 9,200 国保 8,700
世帯収入25万円超 (夫18.8万円、妻6.6万円)		介護 4,900 国保 9,400	介護 6,400 国保 9,900	介護 7,800 国保 10,300	介護 9,200 国保 10,700

- ※1 介護保険料については、第1号被保険者一人あたり全国平均(加重平均)の保険料基準額等を基に算定したものであり、実際の保険料額は、市町村が定める保険料基準額及び基準額に対する乗率によりそれぞれ異なる。
- ※2 国民健康保険料については、全国の平均的な保険料率等で推計したものであり、実際の保険料額は、市町村が定める保険料率等によりそれぞれ異なる。国民健康保険料率等は、国保実態調査報告による全国平均値を使用。
- ※3 税制改正に伴う激変緩和措置を反映している数値である。
- ※4 【モデル年金世帯】の厚生年金は、夫が平均的収入(平均的標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準。
- ※5 数値については、十円単位を四捨五入としている。